

自治体システム等標準化検討会分科会（第14回）
議事概要

日時：令和4年2月24日（木）14時00分～

場所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

新井 美和 藤沢市市民自治部市民窓口センター主幹（代理出席）

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長（代理出席）

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹（代理出席）

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画企画部担当部長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長

光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課理事官

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐

田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐

堀島 佑月 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐

(ゲストスピーカー)

永井 茂薫 新宿区戸籍住民課戸籍住民課住民記録係基幹業務システム主査

高澤 圭介 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部マネージャー

西村 一幸 日本電気株式会社公共システム開発本部主任

吉田 匡一 株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1部公共ソリューション第1課課長

川口 真人 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部本店営業部営業2課課長

諏訪 兼也 株式会社日立システムズ公共・社会パッケージ事業グループ公共パッケージ事業部第三開発本部第一開発部技師

金井 智洋 日本加除出版株式会社顧問

【議事】

1. 戸籍附票の標準化に向けた検討について

【概要】

1.開会

次回分科会で標準仕様書の内容を確定させることを念頭において本日議論いただきたい。また、住民記録システム標準仕様書に関しては、セキュリティポリシーの改定等、方向性が定まっていない部分が存在するため、本分科会では議論せず、次回議論項目とする方針である。

2. 状況報告・意見交換

事務局より資料の説明。

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成(案)

軽微な修正は、署名用電子証明書に含まれる4情報に変更が生じた場合に必要になると認識している。国名を修正した場合には変更情報は送付されないのか。
→署名用電子証明書には国名が記載されないため、国名の微修正が影響を及ぼすことはない。

→承知した。

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針

1.1.1 戸籍の附票データの管理

婚姻と住所異動が同時に生じた場合には除籍者に対して新住所を記載する必要があり、現状の運用では除票の記載内容を修正している。除籍者の記載内容の変更が「実装しない機能」として定義されているが、今後はどのように対応すべきか。

→戸籍の届出より先に転入通知が届く場合には、戸籍の附票に新住所を記載し、戸籍の届出を受領次第、新本籍地に戸籍の附票に記載されている情報を送ることで最新情報が連携されると考えている。

→戸籍の通知と住所の通知が別のタイミングとなった際にタイムラグが生じる。その場合には除籍者の住所を追記している。

→除籍者に対して住所情報を追記する必要があるのかという点も含めて検討する。

→承知した。

転籍した場合を想定して、個人単位の消除年月日・消除された旨と戸籍の附票単位の消除年月日・消除された旨を管理すべきであるが、現在は 1.1.1 を参照すると戸籍の附票単位の消除年月日・消除された旨のみ管理することと整理されてしまっていないか。

→標準仕様書案 p21 に管理項目として「異動履歴として管理する各項目(1.2.1 参照)」を定義しており、「1.2.1 異動事由の管理」では個人の異動日及び異動事由が管理されるため、ご懸念は解消されると想定する。

→承知した。

#3 3.2 支援措置

住所地自治体と本籍地自治体が異なる者の支援措置申出を住民記録担当が受領した場合に、本籍地自治体で戸籍附票システムから戸籍情報システムへ連携されないことについてご説明いただきたい。システムとしては連携されるのか。

→住所地自治体と本籍地自治体が異なる場合には、本籍地の戸籍担当が支援措置対象である旨を知る必要性が限られていると想定し、連携をしないこととしている。システムとしては連携されてしまう恐れがあるため、住所地自治体と本籍地自治体が同一の場合のみ連携する等、条件を付す必要がある。

→承知した。

前回保留としていた事項

#2 戸籍附票宛名番号、附票番号の定義

どのような意図で番号を設けたのか。

→実運用上は戸籍個人番号と戸籍附票宛名番号、戸籍番号と附票番号は同一番号として管理されていると認識しているが、戸籍附票システム標準仕様書としては、システム独自の宛名番号を設ける必要があるという認識で定義している。戸籍附票システムで2つ番号を持つ必要がないという認識か。

→運用上の問題はない。本市では、住民記録システムの宛名番号、戸籍番号及び戸

籍個人番号を紐づけている。標準化後は戸籍附票宛名番号等も紐づける必要があると認識した。

3 エラー・アラート項目

エラー「戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合」について、離婚後に再婚し、その後裁判等で離婚が取消になるケースが存在する。その場合には重婚状態となり、戸籍及び戸籍の附票が2つ存在することとなる。そのため、アラートとすべきである。

→その場合、住民票上の戸籍の表示はどうなるのか気になるのところ、附票も両方作られるのか、また、戸籍は片方が仮登録状態等により処理できない状態とならないのか。

→戸籍及び戸籍の附票は、2つの戸籍が存在するため、同一の住民票コードを持つ者を含む戸籍の附票が2つ存在することとなる。

→離婚が裁判により取消となった際には、離婚後の再婚に伴い編製された戸籍は無効となるのではないか。また、戸籍の附票の写しの請求があった際にはどちらの戸籍の附票の写しも発行するのか。

→裁判により離婚前の婚姻状態が復活するため、その時点から重婚状態となる。戸籍訂正の申出を受けた場合には2回目の婚姻を無効化するが、申出がない限り重婚状態は継続し、その状態で証明書発行請求を受けた際には2戸籍分の証明書を発行せざるを得ない。

→承知した。エラー・アラート問題にとどまらず、そのようなケースにおいて、そもそも戸籍の附票の取扱いを検討する必要があると認識した。

4. 帳票における方針の整理

1 法定事項以外の原則省略方針について

戸籍の附票の公証対象期間を把握できるよう編製日、消除日、再製日を示す必要がある。そのため、原則省略とする備考欄に記載すべきではない。

→法律的観点より、戸籍の附票の証明書欄に記載することが困難である。一方、情報を必要とする実態は存在するため、特別な請求に基づいて備考欄で表示することとしている。

除籍者に関する修正記録を請求者より求められるケースが多い。また、第3者請求時には備考欄が省略となると認識しており、その場合には誤情報のみ表示されることになるため、除籍者に対しても記載内容自体を修正する方針とすべきと考える。

→事務局にご意見として認識いただく。

→第3者請求時の論点は理解したいので、住民記録システムの取扱いも含め、再度検討する必要があると認識している。

現案では、備考欄に記載する情報量が多く、証明事務処理上支障が生じる懸念がある。

→除籍者の修正事項等、備考欄に記載されている情報を確認したうえで証明発行事務を行うこととなるため、支障が生じる懸念がある。

→必ずしもパラレルではないが、住民記録システムにおいても、統合記載欄に記載する情報が多くなっており、附票では、同一戸籍者全員分の履歴を入れることで、備考欄の記載量が膨大となることは一定程度やむを得ないと考えている。備考欄に表記する内容を請求者が選択する方式とする方法も論理的には考えられなくはないが、記載内容を選択する基準を求められる可能性がある。

氏名の修正が異動履歴に記載されているが、戸籍の異動事由に当たるため戸籍の附票の写しには記載する必要がないのではないかと。

→氏名の修正は戸籍の届出に基づく異動であるが、戸籍の附票にも変更が生じるため、異動履歴として記載することとしている。

→承知した。

異動履歴において、「職権」という用語を使用しているが、「記載」でよいのではないかと。

→戸籍の附票ではすべて異動が職権により行われるものであり、また、海外転入等で記載日と異動日はずれる場合を想定して「職権」としている。表記の仕方については、ご意見も踏まえ、再検討する。

→承知した。

4-2 帳票 | 戸籍の附票の写し

最新の住所履歴以外に取消線を付しているが、仮に最新住所が職権消除されている場合には取消線は付されないという認識でよいか。あるいは、職権消除した場合にも取消線は付され、最新住所は空欄となるのか。除籍者についても同様の対応となるか。

→最新住所が消除された場合であっても取消線を付す。住所は空欄を許容する項目としているため、最新が消除された場合には空欄とする扱いを想定している。除籍者は空欄とする必要がない。

→承知した。

4-3 帳票 | 戸籍の附票の除票の写し

転籍により消除された場合は、個人に対して除籍という表示はされず、戸籍自体に対して除票である旨を表示すべきである。

→転籍は除籍に含まれるものと考えていたが、懸念等はあるか。

→戸籍の制度上、個人単位で除籍と表示する際には死亡等を想定しており、転籍の際には除籍と表示されない。戸籍と戸籍の附票で表示に不一致が生じる。

→法律的には、戸籍附票における異動では「消除」となる。ただし、そのようにした場合には戸籍の表現から乖離してしまうため「除籍」とした。いずれにせよ、この取扱いの違いが生じることで問題が無いかを含めバランスをとりながら検討する必要がある

と認識している。

4-5 帳票 | 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書

制度の趣旨より、同一人物が在外選挙人と在外投票人を兼ねることが想定される。このような場合、それぞれの通知書を作成することとなるか。「在外投票人を兼ねる」等の記載により、一体化可能と考える。

→今後在外投票人名簿を作成するケースがどの程度発生するか、また、自治体において、名簿の管理を同一の係が対応するのか等を踏まえ、選挙部とも相談しながら検討をしていく。

→承知した。

5. その他継続検討事項の状況と今後の方向性

継続検討事項2「戸籍附票システムにおいて使用される文字について」に関して、法務省の方向性に準じるとしているが、住民記録システムで使用される文字とどのように整合性を取るのか。

→氏名等戸籍を参照する情報に関しては、戸籍の文字を使用することになる。その際、法第19条第1項通知も含めて同定作業の検証が必要であると認識している。また、デジタル庁が全体整理を実施しているため、その状況を注視していく。

→承知した。

その他

海外の国名表記の統一化は検討しているか。

→統一が必要であると認識しており、デジタル庁と協議して整理していく。

→住民票の表記においても自治体で表現の差異が生じているため、統一基準を設けていただきたい。

→戸籍の附票として必要な情報は、あくまで国外転出者か否かについてとなる。そのため、統一されない場合に何か支障があるかといった観点で検討を進めたい。

資料2のp10「デジタル社会を見据えた対応」で、「データ構造や文字についても、直ちにあるべき姿に移行するとせずに、経過措置を設けている。」と記載されているが、経過措置を設けて結論を先延ばしにすべきでない。

→文字情報基盤文字に統一する方針としており、新規に外字を作成することがないよう、今後データ要件で整理させていただく。そのうえで、同定せざるを得ない点については、関連部署と調整し、経過措置をいかに短くするか等をデジタル庁主導で検討していく。

→IPAmj 明朝に文字同定を実施したが、変体仮名や簡体字を含む者に対応できていない。どのように対応すべきかを検討する必要がある状況である。

3. 閉会

分科会において発言できなかった事項がある方は、分科会后、事務局宛にご提示いただきたい。

→3月3日(木曜日)までにご提示いただきたい。

戸籍における虚偽・錯誤の届出の訂正に伴う戸籍の附票の対応等、本日の分科会で提示できなかった論点を次回分科会前に提示させていただく。そのうえで、分科会を3月中旬又は下旬に開催することを検討しており、それをもって標準仕様書の内容を確定させる方針である。さらに年度内には検討会を開催することを想定している。

以上